

広島県企業局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和三年四月八日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（広島水道事務所）

三 事務所の所在地

広島市安芸区畑賀町二九七〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし